

阿部耕一さんと年金の基礎を学びましょう
 《父と息子の問答編》 第24回
遺族の範囲と順位はどうなの？

息子 お父さん、遺族厚生年金はどういう時に誰が受給できるの？

父 1、遺族厚生年金を受給できる遺族は、配偶者、子、父母、孫、または祖父母であり、死亡した被保険者又は被保険者であった者によって生計を維持されていた者で、妻の場合は無条件で受給できる。

2、夫、父母、祖父母は 55 歳以上が条件であり、60 歳に達してからの受給となる。

3、子、孫については 18 歳未満、又は、20 歳未満の場合は障害 1 級、2 級の該当者、いずれも婚姻していないこと。

4、遺族厚生年金には、労働災害補償や遺族共済年金のような転給制度はない。生活維持されていた遺族の誰かが受給権を取得したとき、それ以降の順位の方は失権する。(労働災害補償や遺族共済年金の場合は、受給者が死亡や婚姻等で失権した場合には、次の順位の方が受給できる)

5、死亡の推定
 船舶、もしくは航空機によって行方不明となりその生死が 3 ヶ月間わからない場合、または 3 ヶ月以内に明らかになった場合、行方不明となった日で死亡したと推定し、受給金額の計算となる。

6、遺族厚生年金の受給額には課税されない。
 7、死亡当時、胎児であった子が出生したときは、その子は被保険者によって生計を維持していた子とみなす。
 次からは中高齢寡婦加算と遺族厚生年金の額について勉強しようね。

市民病院近くの田向・毘沙門のイチョウの木を観察する参加者。



期待通りの楽しい樹木観察でした
 (9・28花と樹を楽しむ会)

9月28日、小雨の中、久しぶりに開催された「花と樹を楽しむ会」の樹木観察は、11人の参加でした。阿部さんの案内で「八戸市緑の環境作り基本条例」で指定されている保存樹や天然記念物を観るコースでした。最初は類家・芭蕉堂公園のサイカチの木。北村益氏が長横町の私邸より移植したものと町内会長の松橋さんが丁寧に説明・案内してくださいました。

次は市民病院近くの田向・毘沙門のイチョウの木。道合先生が強く保存を訴えて移植されたのですが、少し元気がない様子でした。秋葉山松山さんの近くの新井田・秋葉山御堂のエゾヒノキ、ケンポナシがからまるようになっていました。この秋葉神社(火防の神様)が「秋葉原」の地名の由来になっっているようです。

この他、館鼻公園・八坂神社のイチョウ、大祐神社のケヤキ、鮫・八幡宮のケヤキとどれもすばらしい樹木でした。

最後は、白浜聖観音とクロマツですがこれらのお世話しておられる高橋家の奥様から松の手入れから観音堂、庭の草取りまで個人が負担している苦労話をお聞きすることができました。

長い時を生き抜いてきた樹木は貴重な財産で地域の生き証人です。私たちも緑や環境に関心をもっていくことの大切さを強く感じました。

三島の湧水をお土産に、マリエントで昼食もおいしく頂き、期待通りの楽しい樹木観察になりました。

皆さん、ご苦労様でした。また行きたいです。

(一山 恭)

ご冥福をお祈りします
 工藤 テルさん
 10月16日逝去
 (82歳)

10月14日の「医療生協健康まつり」会場入り口での署名活動の様子。今年集められた署名が500名以上集まりました。



9月25日の「第5回うたごえの会」も会場があふれる参加者で盛り上がった。



活動日誌

- ◆ 9月
- 25日(火) 第5回うたごえの会
うみねこ班会
生存権裁判街宣
- 28日(金) 花と樹を楽しむ会
- ◆ 10月
- 3日(水) 第4回三役会議
- 5日(金) 第4回執行委員会
- 6日(土) 6.9行動
- 10日(水) ~ 11日(木) 日本高齢者大会
- 14日(日) 医療生協健康祭り
- 19日(金) 年金一揆青森県集会
- 22日(月) 社保協キャラバン学習会
なくせ!原発・核燃三八連絡会
- 23日(火) ニュース 254号 発行
第6回うたごえの会
うみねこ班会

活動予定

- ◆ 10月
- 24日(水) 秋のレク きのご屋
- 25日(木) 生存権裁判街宣 (1時半) 三春屋前
- 27日(土) はちのへ九条の会学習会 (1時半) スポ研センター
- 28日(日) カラオケを楽しむ会 (2時) 多喜
地労連レク 大野キャンパス
- 30日(火) 社保協キャラバン(階上・南部)
- ◆ 11月
- 2日(金) 社保協キャラバン(新郷・五戸・三戸・田子)
- 5日(月) 社保協キャラバン(八戸) 9時45分・市庁ロビー集合
- 6日(火) 第5回三役会議 (1時半) 組合事務所
6.9行動 (5時半) 三春屋前
- 8日(木) 第5回執行委員会 (1時半) 組合事務所
- 11日(日) 原発ゼロ八戸集会(10時半)市庁前【別掲・同封】
- 13日(火) 第1回支部委員会 (1時半) 長者公民館
- 16日(金) 第2回県本部執行委員会
- 20日(火) ニュース 255号 発行 (2時) 組合事務所
次回の第7回うたごえの会は12月11日(火)です。